

災害時における避難所等としての
使用に関する協定書

令和8年7月13日

鈴 鹿 市

学校法人 鈴鹿医療科学大学

災害時における避難所等としての使用に関する協定書

鈴鹿市（以下「市」という。）及び学校法人鈴鹿医療科学大学（以下「大学」という。）は、鈴鹿市内において災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定める災害（以下「災害」という。）が発生、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、市が大学の施設の一部を指定緊急避難場所及び指定避難所（以下「避難所等」という。）として使用することに関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害時において市が、大学が管理する施設の一部を避難所等として使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（使用用途）

第 2 条 この協定による施設使用用途は、指定緊急避難場所（地震や火災などの場合に一時的に避難するための場所。以下「避難地」という。）及び指定避難所（災害により住居を失った方などが避難生活を送るための施設。以下「収容避難所」という。）とする。

（避難所等の指定及び使用）

第 3 条 市は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を避難地及び収容避難所として指定し、その旨を地域防災計画及び防災マップ等で公表するものとする。

施設名称	1 鈴鹿医療科学大学 千代崎キャンパス 2 鈴鹿医療科学大学 白子キャンパス
所在地	1 鈴鹿市岸岡町 1 0 0 1 番地 1 2 鈴鹿市南玉垣町 3 5 0 0 番地 3
所有者	1 学校法人鈴鹿医療科学大学 2 学校法人鈴鹿医療科学大学
避難地	1 グラウンド 2 駐車場
収容避難所	1 体育館 2 体育館

2 災害の状況等により、前項に定める使用施設以外の施設が必要となった場合は、市及び大学（以下「双方」という。）協議の上、決定する。

（収容避難所の開設）

第 4 条 市は、災害時に収容避難所を開設する必要がある場合には、施設の安全性及び利用状況を大学に確認し、利用可能と判断した場合は、当該施設を収容避難所として開設することができる。

(収容避難所の開設通知及び開錠)

第5条 市は、前条の規定により収容避難所を開設する場合、事前にその旨を収容避難所開設通知書（第1号様式）により、大学に通知するものとし、大学は、これを受け、通知に記載の収容避難所を速やかに開錠するよう努めるものとする。

2 市は、収容避難所を開設する場合、市の職員を派遣するものとする。

3 大学は、収容避難所の開設前において、避難者を現認した場合は、その旨を市に連絡するものとし、市は、この連絡を受けた場合は、速やかに市の職員を派遣するものとする。

(収容避難所の管理運営)

第6条 収容避難所の管理運営は、市の責任において行うものとする。

2 収容避難所で必要な物品等は、収容避難所へ派遣された市の職員が持参するものとする。

3 市は、収容避難所の状況を勘案し、運用に要する職員を適切に配置するものとする。

4 大学は、収容避難所の管理運営について、市に協力するものとする。

(費用負担)

第7条 避難所等の土地建物使用料については、無償とする。

2 避難所等の使用により生じた損害（施設、設備等の破損）及び光熱水費等の施設使用等に要した経費は、原則、市が負担するものとする。ただし、双方のいずれかが協議を要すると判断した経費については、双方協議の上、費用負担を決定するものとする。

(原状回復義務)

第8条 市は、使用期間を終えたときは速やかに使用した施設を原状に回復し、大学の確認を受けるものとする。ただし、災害等により損傷した部分を除く。

(収容避難所の開設期間)

第9条 収容避難所の開設期間は、災害発生の日から原則7日以内とし、開設期間を延長する場合は、双方協議の上、決定するものとする。

2 市は、大学が早期に教育活動を再開できるように配慮するとともに、避難所等としての使用の早期解消に努めるものとする。

(収容避難所の閉鎖通知)

第10条 市は、収容避難所の使用を終了する際は、大学に収容避難所閉鎖通知書（第2号様式）を提出するものとする。

(避難地の使用期間)

第11条 避難地の使用期間は、災害発生の日から原則7日以内とし、7日間を超え

る場合は双方協議して決定するものとする。

(施設変更の報告)

第12条 大学は、使用施設の増改築等により、当該地の面積等に変更が生じる場合、又は何らかの事情により避難所等としての使用が不可能となる場合には、市に連絡するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の締結期間は、協定締結の日から令和9年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに、双方のいずれかから申し出がない場合は、この協定は期間満了の日の翌日から更に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協議事項)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、双方が協議して定めるものとする。

上記協定の証として、協定書2通を作成し、双方が記名押印の上、各1通を保有する。

令和8年7月13日

三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号
鈴鹿市
鈴鹿市長 末松 則子

三重県鈴鹿市岸岡町1001番地1
学校法人鈴鹿医療科学大学
理事長 高木 純一

(第1号様式)

第 号
年 月 日

学校法人鈴鹿医療科学大学
理事長 様

鈴鹿市長

収容避難所開設通知書

災害時における避難所等としての使用に関する協定書第5条第1項の規定により、
災害時における収容避難所として、下記のとおり開設することを通知します。

記

- 1 開設日時
年 月 日 時
- 2 開設する収容避難所
 - 1 鈴鹿医療科学大学 千代崎キャンパス体育館
 - 2 鈴鹿医療科学大学 白子キャンパス体育館
- 3 連絡先
部 課
担当 電話
- 4 その他

以上

(第2号様式)

第 号
年 月 日

学校法人鈴鹿医療科学大学
理事長

様

鈴鹿市長

収容避難所閉鎖通知書

災害時における避難所等としての使用に関する協定書第10条の規定により、災害時における収容避難所として、下記のとおり閉鎖することを通知します。

なお、協定書第8条の規定により施設を原状に復し、引き渡します。

記

1 閉鎖日時

年 月 日 時

2 閉鎖する収容避難所

- 1 鈴鹿医療科学大学 千代崎キャンパス体育館
- 2 鈴鹿医療科学大学 白子キャンパス体育館

3 引渡し予定日時

年 月 日 時

4 連絡先

部 課
担当 電話

5 その他

以上